

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年6月10日
【発行者名】	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猪股 伸晃
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03-6736-2000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	J P M新興国毎月決算ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成25年12月10日付で提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

・【訂正の内容】

第一部【証券情報】

(5) 申込手数料

<訂正前>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*1}は、3.675%^{*2}(税抜3.5%)が上限となっています。

*1 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額(以下「消費税等」または「税」といいます。)を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

*2 平成26年4月1日より消費税率(地方消費税率を含みます。)が8%に引上げられる予定です。その場合、手数料率は3.78%が上限となります。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行(売出) 価格」の照会先までお問い合わせください。

(以下略)

<訂正後>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*}は、3.78%(税抜3.5%)が上限となっています。

* 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額(以下「消費税等」または「税」といいます。)を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行(売出) 価格」の照会先までお問い合わせください。

(以下略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(イ) ファンドの目的

<訂正前>

(略)

*2 「新興国」とは、国内経済が成長過程にあると判断される国をいいます。例えば、ポーランド、南アフリカ、ブラジル、メキシコ、インドネシア等です。

新興国債券マザーファンドでは、運用の委託先(後記(二)ファンドの特色 をご参照ください。以下同じ。)が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます。

(以下略)

<訂正後>

(略)

*2 「新興国」とは、国内経済が成長過程にあると判断される国をいいます。例えば、ポーランド、南アフリカ、ブラジル、メキシコ、インドネシア等です。

新興国債券マザーファンドでは、運用委託先(後記(二)ファンドの特色 をご参照ください。以下同じ。)が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます。

(以下略)

(二) ファンドの特色

< 訂正前 >

~ (略)

「JPMorgan Asset Management」グループのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

- ・ JPMorgan Asset Management (UK) Limited (英国法人) に、当ファンドにおいて各マザーファンドの受益証券を組入れる比率を決定する権限を委託します。
- ・ 各マザーファンドにおいて、以下のとおり運用を委託します。

マザーファンド	運用委託先
JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)	J.P. Morgan Investment Management Inc. (米国法人) (以下「JPMIM社」という場合があります。)
JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)	JPMorgan Asset Management (UK) Limited (英国法人)

JPMIM社、JPMorgan Asset Management (UK) Limitedおよび委託会社は、「JPMorgan Asset Management」グループの一員です。『「JPMorgan Asset Management」グループ』とは、JPMorgan Chase & Companyの傘下であり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

< 訂正後 >

~ (略)

「JPMorgan Asset Management」グループ^{*}のグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

- ・ JPMorgan Asset Management (UK) Limited (英国法人) に、当ファンドにおいて各マザーファンドの受益証券を組入れる比率を決定する権限を委託します。
- ・ 各マザーファンドにおいて、以下のとおり運用を委託します。

マザーファンド	運用委託先
JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)	J.P. Morgan Investment Management Inc. [*] (米国法人) (以下「JPMIM社」という場合があります。)
JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)	JPMorgan Asset Management (UK) Limited [*] (英国法人)

^{*} JPMIM社、JPMorgan Asset Management (UK) Limitedおよび委託会社は、「JPMorgan Asset Management」グループの一員です。『「JPMorgan Asset Management」グループ』とは、JPMorgan Chase & Companyの傘下であり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

(3) ファンドの仕組み

(八) 委託会社の概況

< 訂正前 >

資本金 2,218 百万円 (平成25年10月末現在)

~ (略)

大株主の状況 (平成25年10月末現在)

(以下略)

< 訂正後 >

資本金 2,218 百万円（平成26年4月末現在）

～ （略）

大株主の状況（平成26年4月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

（3）運用体制

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 2投資方針 （3）運用体制について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

（イ）当ファンドの運用体制

当ファンドにおいて、各マザーファンドの受益証券の投資比率を決定する権限をJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託します。同社内のグローバル・エマージング・マーケット株式運用グループが当該投資比率の決定を担当します。

グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ（約40名）のポートフォリオ・マネージャーが、同グループのマクロ・ストラテジストから提供されるBRICS5カ国を含む新興国の株式・債券の成長性等の分析をもとに、各マザーファンドの相対的な成長性を判断し、その受益証券への投資比率を決定します。

委託会社の運用商品管理部門（約40名）の売買執行担当者は、で決定された投資比率に基づき、当ファンドにおいて各マザーファンドの受益証券の売買執行を行います。

運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・インベストメント・ダイレクターは、運用成果および当ファンドが取ったりリスクが妥当な水準であるかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・リスク管理部門は、各マザーファンドへの投資配分にかかる投資制限を含めた投資ガイドライン*の遵守状況を取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当ファンドのポートフォリオ・マネージャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。

* 「投資ガイドライン」とは、当ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成26年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

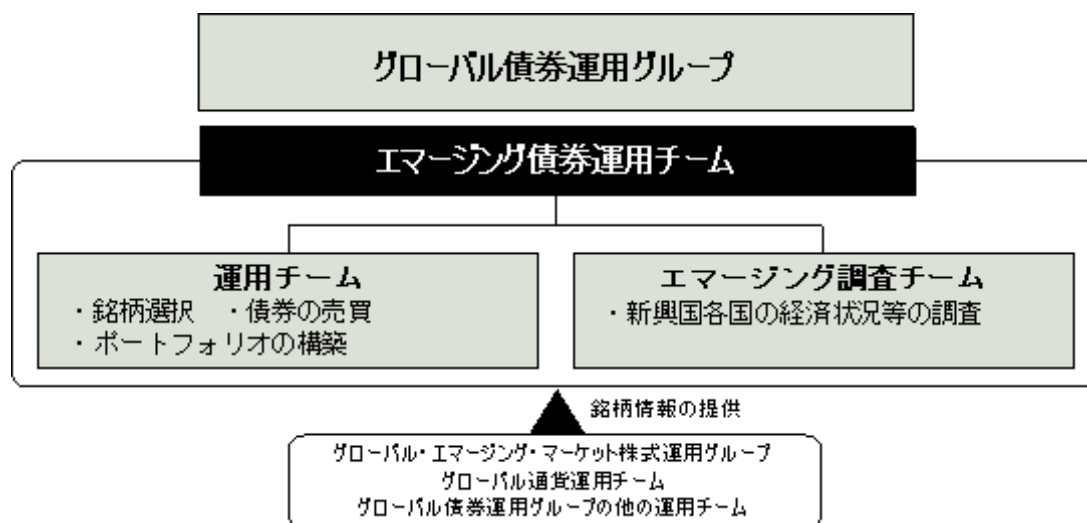
・為替ヘッジにかかる運用体制

当ファンドにおいては、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門が為替先物予約取引を執行します。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

(ロ) マザーファンドの運用体制

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資先である各マザーファンドにおけるものです。

JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）



当マザーファンドの運用の指図に関する権限をJPMIM社に委託します。当マザーファンドの運用を担当するエマージング債券運用チーム（約40名）は、JPMIM社*のグローバル債券運用グループに属しています。

* 運用体制については、JPMIM社を含めた「JPMorgan・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

エマージング債券運用チームは、運用チームとエマージング調査チームにより構成されています。グローバル債券運用グループは、「JPMorgan・アセット・マネジメント」グループに含まれる運用会社内または運用会社間で横断的に組織され、グローバルな戦略に対する調査・分析を行っているグループです。

エマージング調査チームは、新興国の経済状況等を調査します。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー（エマージング債券運用チームの運用チームに所属）は、投資する銘柄を選択し、売買執行のうえ、ポートフォリオを構築します。その際には、以下の情報等を参考にします。

- ・エマージング調査チームの調査結果
- ・グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ、グローバル通貨運用チームおよびグローバル債券運用グループ内の他の運用チームからの銘柄情報

JPMIM社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

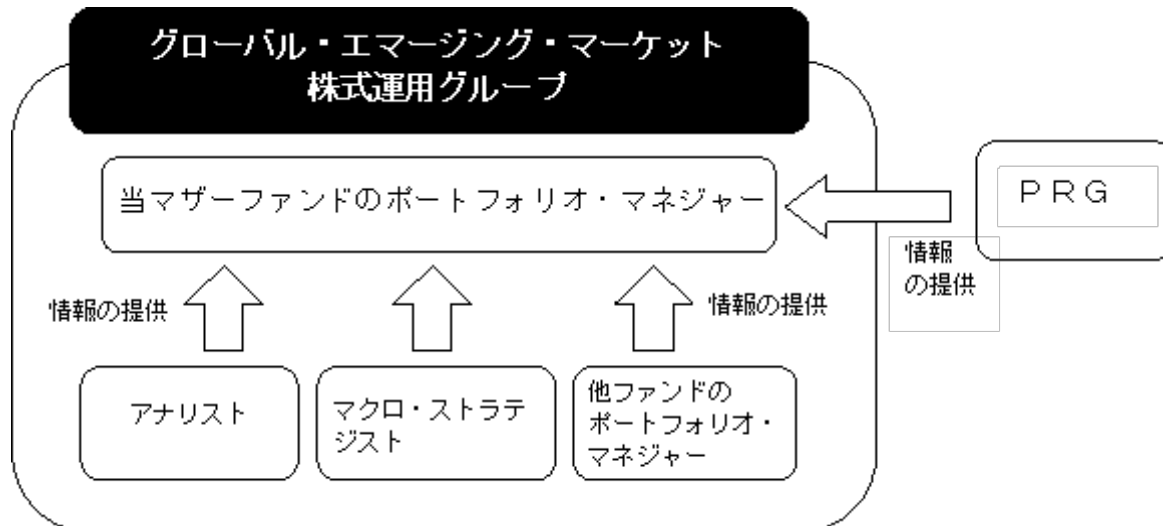
- ・インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当マザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当マザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・リスク管理部門は、投資ガイドライン*の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 「投資ガイドライン」とは、当マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

当マザーファンドにおいて、外貨建資産について、その建値以外の通貨(円以外)に基づく為替ヘッジを行う場合、JPIM社のエマージング債券運用チームのポートフォリオ・マネジャーが為替ヘッジのための投資判断を行い、JPIM社の為替部門が為替先物予約取引(直物為替先渡(NDF)取引を含みます。)を執行します。そのヘッジ状況は、JPIM社のリスク管理部門によりモニターされます。

(注)前記の運用体制、組織名称等は、平成26年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)



当マザーファンドの運用の指図に関する権限をJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド*に委託します。グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ(約40名)に属する、同社のポートフォリオ・マネジャーが当マザーファンドの運用を担当します。

* 運用体制については、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドを含めた「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループは、当マザーファンドを含むエマージング・マーケット株式ポートフォリオの運用を行うポートフォリオ・マネジャーと、マクロ・ストラテジストおよびアナリストで構成されています。

当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー(JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド所属)は、グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループに所属するアナリスト、マクロ・ストラテジストおよび他のファンドのポートフォリオ・マネジャー、ならびにPRGから情報の提供を受け、当マザーファンドにおける投資判断を行います。

JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドは、前記の投資判断に基づいて、株式の売買執行を行います。なお、同社は、株式の売買執行に関し、北米および中南米の取引所において取引される株式についてはJPIM社に、また、アジア・オセアニアの取引所において取引される株式についてはJFアセット・マネジメント・リミテッド*(香港法人)に、それぞれその業務を委託する場合があります。

* JFアセット・マネジメント・リミテッドは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。

JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当マザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当マザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

- ・リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 「投資ガイドライン」とは、当マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成26年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（八）委託会社による、当ファンドにおける各マザーファンドの受益証券への投資比率を決定する権限の委託先および各マザーファンドの運用委託先、ならびに受託会社に対する管理体制

委託会社は、当ファンドにおける各マザーファンドの受益証券への投資比率を決定する権限の委託先および各マザーファンドの運用委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しています。

また、当ファンドおよび各マザーファンドの受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。さらに、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

<訂正前>

カントリーリスク

（略）

- ・税制に関するリスクおよび留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大1.2225%のその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。（税率は全て平成25年9月末現在）

（略）

- ・「非課税利得」の帰属について

（略）

～（略）

カバード・ワラントおよび株価連動社債のリスク

（略）

、（略）

キャピタル・ゲイン税等の当マザーファンドへの計上タイミングに関する留意点

当マザーファンドにおいて、保有有価証券の売却益に対してキャピタル・ゲイン税等が課せられる場合があります。キャピタル・ゲイン税等は、保有有価証券の売買時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額が当マザーファンドに費用計上されます。このため、当マザーファンドで有価証券を売却する毎に、信託財産の価値が下落する場合があります。

<訂正後>

カントリーリスク

（略）

- ・税制に関するリスクおよび留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大1.2225%のその他の税(以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。)が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。(税率は全て平成26年2月末現在)

(略)

・「非課税利得」の帰属について

(略)

・キャピタル・ゲイン税等の当マザーファンドへの計上タイミングに関する留意点

当マザーファンドにおいて、保有有価証券の売却益に対してキャピタル・ゲイン税等が課せられる場合があります。キャピタル・ゲイン税等は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額が当マザーファンドに費用計上されます。このため、当マザーファンドで有価証券を売却する毎に、信託財産の価値が下落する場合があります。

~ (略)

カバード・ワラント、株価連動社債のリスク

(略)

、 (略)

(2) 投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

(イ) 当ファンドにおける運用のリスク管理体制

以下は、委託会社におけるものです。委託会社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

インベストメント・ダイレクターは、運用成果および取ったリスクが妥当な水準であるかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。

(略)

(ロ) 各マザーファンドにおける運用のリスク管理体制

JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

運用委託先におけるリスク管理

以下は、当マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、JPMIM社におけるものです。

同社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(図略)

(平成25年9月末現在)

(略)

・リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 「投資ガイドライン」とは、当マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

(略)

JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

運用委託先におけるリスク管理

以下は、当マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、JPMorgan Asset Management(UK)リミテッドにおけるものです。

同社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

（図略）

（平成25年9月末現在）

（略）

・リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

^{*} 「投資ガイドライン」とは、当マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

（以下略）

<訂正後>

（イ）当ファンドにおけるリスク管理

以下は、委託会社におけるものです。委託会社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

インベストメント・ダイレクターは、運用成果および当ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。

（略）

（ロ）各マザーファンドにおけるリスク管理

J P M 新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

運用委託先におけるリスク管理

以下は、当マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、J P M I M社におけるものです。

同社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

（図略）

（平成26年3月末現在）

（略）

・リスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

（略）

J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド（適格機関投資家専用）

運用委託先におけるリスク管理

以下は、当マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、J P モルガン・アセット・マネジメント（U K ）リミテッドにおけるものです。

同社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

（図略）

（平成26年3月末現在）

（略）

・リスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスク

を管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

（以下略）

4【手数料等及び税金】

（1）申込手数料

<訂正前>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.675%*（税抜3.5%）が上限となっています。

* 平成26年4月1日より消費税率（以下、地方消費税率を含みます。）が8%に引上げられる予定です。その場合、手数料率は3.78%が上限となります。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

（以下略）

<訂正後>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.78%（税抜3.5%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

（以下略）

（3）信託報酬等

<訂正前>

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.8501%*（税抜1.762%）を乗じて得た額とします。

* 平成26年4月1日より消費税率が8%に引上げられる予定です。その場合、年率1.90296%となります。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります*。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.903% （税抜0.860%）	年率0.903% （税抜0.860%）	年率0.0441% （税抜0.042%）

* 平成26年4月1日より消費税率が8%に引上げられる予定です。その場合、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.9288% （税抜0.860%）	年率0.9288% （税抜0.860%）	年率0.04536% （税抜0.042%）

（以下略）

<訂正後>

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.90296%（税抜1.762%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.9288% (税抜0.860%)	年率0.9288% (税抜0.860%)	年率0.04536% (税抜0.042%)

(以下略)

(4) その他の手数料等

2. 監査費用を信託財産で負担します。

<訂正前>

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%^{*}(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円^{*}(税抜300万円)を上限とします。)を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に信託財産中から受けるものとしします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとしします。

^{*} 平成26年4月1日より消費税率が8%に上げられる予定です。その場合、信託財産の純資産総額に年率0.0216%を乗じて得た額(ただし、年間324万円を上限とします。)を当該監査費用とみなします。

<訂正後>

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.0216%(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間324万円(税抜300万円)を上限とします。)を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に、信託財産中から受けるものとしします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとしします。

(5) 課税上の取扱い

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱いについて、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年4月末現在適用されるものです。

個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、後記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。)

収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱について

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

^{*} 平成49年12月31日までの税率です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。(損益通算については後記(八)損益通算についてをご参照ください。)

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)^{*2}の税率で源泉徴収されます。

^{*1} 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

^{*2} 平成49年12月31日までの税率です。

(ハ) 損益通算について

公募株式投資信託^{*1}(当ファンドを含みます。以下同じ。)の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*2}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家(税務署等)または販売会社にご確認ください。

^{*1} 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

^{*2} 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託(ETF)、上場特定不動産投資信託(REIT)および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家(税務署等)にお問い合わせください。

(ニ) 少額投資非課税制度(愛称:「NISA(ニーサ)」)について

公募株式投資信託は、税法上の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに取得した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、その年の1月1日現在満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISA（ニーサ）をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは、販売会社にご確認ください。

（b）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

^{*} 平成49年12月31日までの税率です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

（1）投資状況

（平成26年4月18日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	日本	3,670,465,937	67.93
JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）	日本	1,635,025,153	30.26
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	98,000,154	1.81
合計（純資産総額）		5,403,491,244	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成26年4月18日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	373,701,792	2.59
	マレーシア	952,952,072	6.59
	タイ	650,019,256	4.50
	インドネシア	601,152,076	4.16
	メキシコ	2,517,998,731	17.43
	ブラジル	3,395,596,360	23.49
	トルコ	880,009,104	6.09
	ハンガリー	645,639,286	4.47
	ポーランド	1,478,892,244	10.23
	南アフリカ	1,031,717,850	7.14

	ロシア	337,490,661	2.34
	ルーマニア	195,933,003	1.36
	ナイジェリア	253,443,364	1.75
	小計	13,314,545,799	92.14
社債券	アメリカ	19,907,406	0.14
	イギリス	642,626,136	4.45
	小計	662,533,542	4.59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	472,802,619	3.27
合計(純資産総額)		14,449,881,960	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。
具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色」をご参照ください。

(参考) J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド (適格機関投資家専用)

(平成26年4月18日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	6,837,321,221	13.14
	イギリス	5,031,345,648	9.67
	香港	10,723,886,402	20.60
	ブラジル	5,029,649,605	9.66
	インド	10,147,634,505	19.50
	南アフリカ	10,872,486,290	20.88
	ロシア	3,046,576,508	5.85
	小計	51,688,900,179	99.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	362,902,800	0.70
合計(純資産総額)		52,051,802,979	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。
具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色」をご参照ください。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成26年4月18日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J P M新興国現地通貨ソブリン・マザー ファンド(適格機関投資家専用)	2,504,411,802	1.4612	3,659,696,062	1.4656	3,670,465,937	67.93
2	日本	親投資信託 受益証券	J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド (適格機関投資家専用)	771,930,104	2.1325	1,646,140,947	2.1181	1,635,025,153	30.26

(参考) J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成26年4月18日現在)

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	ブラジル	ブラジル	国債 証券	BRAZIL 10% JAN17 NTF	47,810,000	4,412.60	2,109,665,972	4,489.32	2,146,348,381	10	2017/1/1	14.85

2	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN21 NTFN	22,770,000	4,112.50	936,416,703	4,225.75	962,203,614	10	2021/1/1	6.66
3	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 7.75% DEC17	109,941,100	864.47	950,413,653	863.56	949,407,714	7.75	2017/12/14	6.57
4	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 6.25% OCT15	25,855,000	3,560.37	920,535,990	3,556.99	919,660,540	6.25	2015/10/24	6.36
5	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 4.378% NOV19	16,600,000	3,251.38	539,730,245	3,261.04	541,333,191	4.378	2019/11/29	3.75
6	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 10% NOV36	45,256,200	1,013.17	458,526,260	1,036.81	469,223,739	10	2036/11/20	3.25
7	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 7.1% MAR23	7,850,000	3,895.13	305,768,441	4,060.00	318,710,588	7.1	2023/3/8	2.21
8	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 6% NOV23 23/A	622,590,000	47.43	295,343,339	47.82	297,780,432	6	2023/11/24	2.06
9	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 6.5% JUN22	36,680,000	804.54	295,105,565	810.73	297,377,377	6.5	2022/6/9	2.06
10	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN23 NTFN	6,958,000	4,032.62	280,590,258	4,125.38	287,044,346	10	2023/1/1	1.99
11	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 6.5% JUN21	34,020,000	813.16	276,638,664	820.61	279,172,474	6.5	2021/6/10	1.93
12	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 9.5% DEC14	33,930,400	818.40	277,686,661	814.46	276,351,653	9.5	2014/12/18	1.91
13	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA 7% FEB31 R213	33,493,861	817.16	273,699,372	819.28	274,409,472	7	2031/2/28	1.90
14	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 5.75% SEP22	7,004,000	3,802.47	266,325,559	3,790.96	265,519,230	5.75	2022/9/23	1.84
15	イギリス	ロシア	社債券	CITI VAR RUB APR21 CLN A	3,100,000	8,027.61	248,856,034	8,104.52	251,240,321	-	2021/4/16	1.74
16	タイ	タイ	国債証券	THAI GOVT 3.58% DEC27	70,750,000	304.42	215,378,352	309.52	218,989,432	3.58	2027/12/17	1.52
17	タイ	タイ	国債証券	THAI GOVT 3.625% MAY15	66,400,000	324.30	215,336,308	324.20	215,274,955	3.625	2015/5/22	1.49
18	インドネシア	インドネシア	国債証券	INDON 9% MAR29 FR71	20,200,000,000	0.93	188,622,954	0.95	193,018,878	9	2029/3/15	1.34
19	タイ	タイ	国債証券	THAI GOVT 3.25% JUN17	59,000,000	324.64	191,541,317	325.47	192,030,663	3.25	2017/6/16	1.33
20	ロシア	ロシア	国債証券	RUSSIA 7.6% JUL22 6209	68,200,000	274.68	187,337,216	268.68	183,243,170	7.6	2022/7/20	1.27
21	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA 7.25% JAN20 R207	19,000,000	938.21	178,260,489	942.65	179,105,105	7.25	2020/1/15	1.24
22	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 11% AUG14	3,450,000	4,823.29	166,403,684	4,846.46	167,203,156	11	2014/8/6	1.16
23	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA 8.75% FEB48 2048	17,335,691	937.81	162,577,403	934.30	161,968,244	8.75	2048/2/28	1.12
24	アメリカ	コロンビア	国債証券	COLOMBIA GOVT 9.85% JUN27	2,253,000,000	6.47	145,939,214	7.03	158,589,620	9.85	2027/6/28	1.10
25	インドネシア	インドネシア	国債証券	INDON 8.375% MAR34 FR68	17,100,000,000	0.88	151,176,474	0.89	152,848,863	8.375	2034/3/15	1.06
26	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA 10.5% DEC26 R186	13,016,667	1,126.26	146,602,302	1,136.99	147,998,660	10.5	2026/12/21	1.02
27	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIA 5.094% APR14	4,550,000	3,170.05	144,237,387	3,167.99	144,143,753	5.094	2014/4/30	1.00
28	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S.AFRICA 7.75% FEB23 2023	15,200,000	939.09	142,742,044	946.12	143,811,273	7.75	2023/2/28	1.00
29	イギリス	インドネシア	社債券	CITI VAR IDR NOV20 CLN	1,566,870	8,924.92	139,841,995	9,118.84	142,880,501	-	2020/11/17	0.99
30	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT 5% APR16	4,000,000	3,511.28	140,451,280	3,511.28	140,451,280	5	2016/4/25	0.97

（注1）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。

なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格

(二) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

（注2）クレジット・リンク債のクーポンについては、連動先債券の通貨と支払通貨の為替レートの影響を受けて変動するため「-」と表示する場合があります。

(参考) J P M ・ B R I C S 5 ・ マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成26年4月18日現在)

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	ロシア	ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	456,390	6,014.55	2,744,983,897	5,370.54	2,451,062,347	4.71
2	ブラジル	ブラジル	株式	VALE SA-SP PRF A ADR	素材	1,449,264	1,317.35	1,909,202,193	1,303.41	1,888,985,914	3.63
3	インド	インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア サービス	334,440	6,412.24	2,144,511,552	5,486.62	1,834,947,868	3.53
4	香港	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION- H	銀行	24,331,840	72.63	1,767,287,235	72.10	1,754,410,825	3.37
5	インド	インド	株式	KOTAK MAHINDRA BANK LIMITED	銀行	1,142,820	1,250.61	1,429,224,405	1,377.37	1,574,092,840	3.02
6	ロシア	ロシア	株式	SBERBANK OF THE RUSSIA-CLS	銀行	6,943,099	308.97	2,145,218,005	221.50	1,537,951,973	2.95
7	ロシア	ロシア	株式	MOBILE TELESYSTEMS- SP ADR	電気通信	868,460	2,020.23	1,754,493,288	1,753.60	1,522,935,798	2.93
8	ロシア	ロシア	株式	MAGNIT RETAILS FOOD	食品・生活 必需品	67,600	22,155.67	1,497,723,846	22,316.93	1,508,624,535	2.90
9	南アフリカ	南アフリカ	株式	BIDVEST GROUP LIMITED	資本財	526,100	2,579.28	1,356,959,208	2,768.32	1,456,418,149	2.80
10	香港	中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	エネルギー	4,809,500	291.72	1,403,034,554	292.38	1,406,216,038	2.70
11	香港	中国	株式	ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED-H	素材	3,414,000	404.83	1,382,116,932	408.14	1,393,408,737	2.68
12	香港	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	8,091,000	177.21	1,433,820,218	170.40	1,378,725,818	2.65
13	インド	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	銀行	894,617	1,444.88	1,292,619,578	1,513.25	1,353,784,542	2.60
14	ブラジル	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA- PREF ADR	銀行	819,654	1,306.48	1,070,867,295	1,616.18	1,324,714,958	2.54
15	南アフリカ	南アフリカ	株式	SHOPRITE HOLDINGS LTD	食品・生活 必需品	775,775	1,481.62	1,149,404,143	1,644.87	1,276,054,609	2.45
16	インド	インド	株式	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	自動車部 機器	741,050	1,547.22	1,146,571,827	1,714.75	1,270,718,451	2.44
17	ブラジル	ブラジル	株式	AMBEV SA- ADR	食品・飲料	1,568,260	726.05	1,138,641,446	796.81	1,249,610,739	2.40
18	インド	インド	株式	LARSEN & TOUBRO LIMITED	資本財	555,292	1,724.90	957,824,281	2,182.59	1,211,976,987	2.33
19	インド	インド	株式	COAL INDIA LIMITED	エネルギー	2,320,900	467.84	1,085,809,856	500.34	1,161,257,673	2.23
20	南アフリカ	南アフリカ	株式	MTN GROUP LTD	電気通信	545,228	2,063.91	1,125,302,884	2,110.31	1,150,605,552	2.21
21	南アフリカ	南アフリカ	株式	MR PRICE GROUP LIMITED	小売	740,490	1,473.31	1,090,975,764	1,516.10	1,122,663,257	2.16
22	南アフリカ	南アフリカ	株式	FIRSTRAND LTD	各種金融	2,963,119	326.61	967,787,556	371.25	1,100,087,559	2.11
23	ブラジル	ブラジル	株式	CIELO SA	ソフトウェア サービス	608,536	1,516.48	922,837,997	1,745.96	1,062,484,382	2.04

24	ブラジル	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	銀行	640,672	1,375.50	881,244,336	1,629.96	1,044,274,538	2.01
25	香港	中国	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	不動産	3,888,000	286.42	1,113,637,896	265.26	1,031,336,712	1.98
26	南アフリカ	南アフリカ	株式	SASOL LIMITED	エネルギー	177,690	5,246.48	932,248,808	5,708.61	1,014,363,088	1.95
27	イギリス	イギリス	株式	PHOSAGRO OAO-GDR REG S	素材	848,520	1,055.23	895,391,820	1,189.57	1,009,382,421	1.94
28	香港	中国	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	945,500	1,029.95	973,822,925	951.89	900,020,031	1.73
29	香港	中国	株式	AIA GROUP LTD	保険	1,701,000	512.66	872,038,912	516.63	878,790,181	1.69
30	インド	インド	株式	ITC LIMITED	食品・飲料	1,361,619	558.74	760,793,723	607.58	827,306,088	1.59

(注) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

(平成26年4月18日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.19

(参考) JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成26年4月18日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	92.14
社債券	4.59

(参考) JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成26年4月18日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	15.98
		素材	8.25
		資本財	7.86
		自動車・自動車部品	3.48
		消費者サービス	1.47
		小売	4.84
		食品・生活必需品小売り	6.94
		食品・飲料・タバコ	6.18
		家庭用品・パーソナル用品	0.92
		銀行	21.84
		各種金融	3.54
		保険	1.69
		不動産	1.98

	ソフトウェア・サービス	5.93
	電気通信サービス	6.87
	公益事業	1.53
合計		99.30

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成26年4月18日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1 特定期間末	(平成22年3月11日)	2,666	2,687	1.0149	1.0229
第2 特定期間末	(平成22年9月13日)	5,809	5,845	0.9677	0.9737
第3 特定期間末	(平成23年3月11日)	9,489	9,549	0.9588	0.9648
第4 特定期間末	(平成23年9月12日)	11,887	11,968	0.8744	0.8804
第5 特定期間末	(平成24年3月12日)	12,381	12,462	0.9171	0.9231
第6 特定期間末	(平成24年9月11日)	11,034	11,115	0.8207	0.8267
第7 特定期間末	(平成25年3月11日)	9,978	10,075	1.0304	1.0404
第8 特定期間末	(平成25年9月11日)	7,134	7,180	0.9285	0.9345
第9 特定期間末	(平成26年3月11日)	5,476	5,513	0.8982	0.9042
	平成25年4月末日	9,708	-	1.0471	-
	平成25年5月末日	9,052	-	1.0253	-
	平成25年6月末日	7,945	-	0.9274	-
	平成25年7月末日	7,577	-	0.9254	-
	平成25年8月末日	6,912	-	0.8801	-
	平成25年9月末日	6,953	-	0.9228	-
	平成25年10月末日	7,027	-	0.9634	-
	平成25年11月末日	6,692	-	0.9506	-
	平成25年12月末日	6,294	-	0.9653	-
	平成26年1月末日	5,608	-	0.8800	-
	平成26年2月末日	5,558	-	0.8977	-
	平成26年3月末日	5,523	-	0.9268	-
	平成26年4月18日	5,403	-	0.9280	-

(注) 純資産総額(分配付)および1口当たり純資産額(分配付)は特定期間末日のものであります。

分配の推移

期	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	0.0180
第2特定期間	0.0350
第3特定期間	0.0360
第4特定期間	0.0360
第5特定期間	0.0360
第6特定期間	0.0360
第7特定期間	0.0400
第8特定期間	0.0360
第9特定期間	0.0360

収益率の推移

期	収益率（％）
第1特定期間	3.29
第2特定期間	1.20
第3特定期間	2.80
第4特定期間	5.05
第5特定期間	9.00
第6特定期間	6.59
第7特定期間	30.43
第8特定期間	6.40
第9特定期間	0.61

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

（4）設定及び解約の実績

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第1特定期間	2,710,347,958	83,330,890	2,627,017,068
第2特定期間	4,102,020,925	725,113,793	6,003,924,200
第3特定期間	4,584,736,028	691,062,674	9,897,597,554
第4特定期間	5,470,493,657	1,773,947,052	13,594,144,159
第5特定期間	2,215,401,880	2,309,559,982	13,499,986,057
第6特定期間	1,966,885,541	2,021,576,981	13,445,294,617
第7特定期間	2,186,865,708	5,948,446,260	9,683,714,065
第8特定期間	1,666,857,433	3,666,787,571	7,683,783,927

第9 特定期間	523,244,571	2,109,303,559	6,097,724,939
---------	-------------	---------------	---------------

(注1) 第1 特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注2) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2014年4月18日	設定日	2009年10月30日
純資産総額	54億円	決算回数	年12回

J P M新興国毎月決算ファンド

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
48期	2013年12月	60
49期	2014年1月	60
50期	2014年2月	60
51期	2014年3月	60
52期	2014年4月	60
	設定来累計	3,150

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 基準価額（税引前分配金再投資）は、収益分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。
* 基準価額（税引前分配金再投資）は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

ポートフォリオの構成状況

資産の種類	投資比率 1
J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）	67.9%
J P M・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）	30.3%
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	1.8%
合計（純資産総額）	100.0%

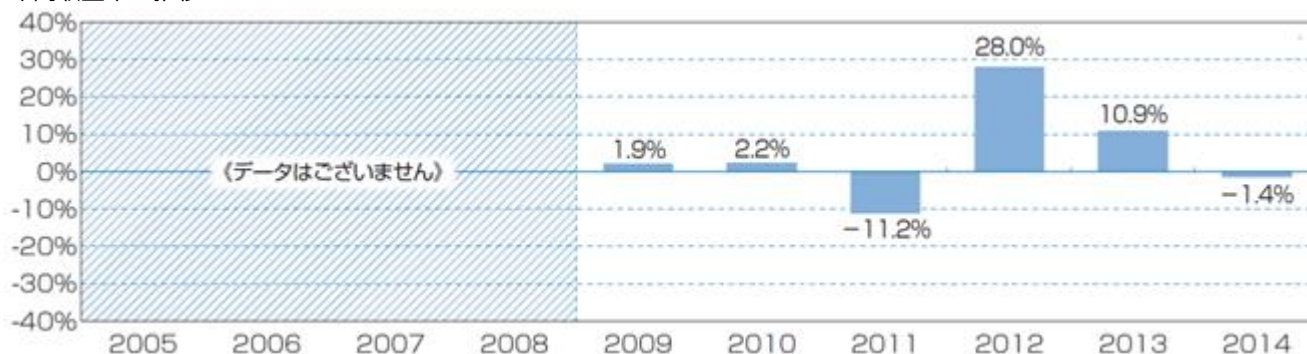
国別構成状況

投資国 2	投資比率 3
ブラジル	21.7%
メキシコ	12.0%
南アフリカ	11.2%
ロシア	8.9%
ポーランド	6.9%
その他	35.1%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 3
ブラジルリアル	18.6%
メキシコペソ	12.0%
米ドル	11.8%
南アフリカランド	11.1%
ポーランドズロチ	6.9%
その他	35.4%

年間収益率の推移



* 年間収益率（%）＝{（年末営業日の基準価額＋その年に支払われた収益分配金（税引前））÷前年末営業日の基準価額－1}×100

* 2009年の年間収益率は設定日から年末営業日、2014年の年間収益率は前年末営業日から2014年4月18日までのものです。

* ベンチマークは設定していません。

* 当ページおよび次ページにおける「ファンド」は、J P M新興国毎月決算ファンドです。

上記において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しています。
- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、この国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドは各マザーファンドを通じて投資を行うため、各マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

組入上位銘柄

JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	投資国 ^{*1}	通貨	投資比率 ^{*2}
1	ブラジル国債	国債証券	10.000	2017/1/1	ブラジル	ブラジルリアル	10.1%
2	ブラジル国債	国債証券	10.000	2021/1/1	ブラジル	ブラジルリアル	4.5%
3	メキシコ国債	国債証券	7.750	2017/12/14	メキシコ	メキシコペソ	4.5%
4	ポーランド国債	国債証券	6.250	2015/10/24	ポーランド	ポーランドズロチ	4.3%
5	マレーシア国債	国債証券	4.378	2019/11/29	マレーシア	マレーシアリングギット	2.5%
6	メキシコ国債	国債証券	10.000	2036/11/20	メキシコ	メキシコペソ	2.2%
7	トルコ国債	国債証券	7.100	2023/3/8	トルコ	トルコ・リラ	1.5%
8	ハンガリー国債	国債証券	6.000	2023/11/24	ハンガリー	ハンガリーフォリント	1.4%
9	メキシコ国債	国債証券	6.500	2022/6/9	メキシコ	メキシコペソ	1.4%
10	ブラジル国債	国債証券	10.000	2023/1/1	ブラジル	ブラジルリアル	1.4%

JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

順位	銘柄名	種類	投資国 ^{*1}	通貨	業種	投資比率 ^{*2}
1	ルクオイル	株式	ロシア	米ドル	エネルギー	1.4%
2	ヴァーレ	株式	ブラジル	米ドル	素材	1.1%
3	インフォシス	株式	インド	インドルピー	ソフトウェア・サービス	1.1%
4	中国建設銀行	株式	中国	香港ドル	銀行	1.0%
5	コタック・マヒンドラ銀行	株式	インド	インドルピー	銀行	0.9%
6	ズベルバンク	株式	ロシア	米ドル	銀行	0.9%
7	モバイル・テレシステムズ	株式	ロシア	米ドル	電気通信サービス	0.9%
8	マグニト	株式	ロシア	米ドル	食品・生活必需品小売り	0.9%
9	ビッドヴェストグループ	株式	南アフリカ	南アフリカランド	資本財	0.8%
10	中国神華能源	株式	中国	香港ドル	エネルギー	0.8%

上記において、投資比率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドは各マザーファンドを通じて投資を行うため、各マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9特定期間（平成25年9月12日から平成26年3月11日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【JPM新興国毎月決算ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成25年9月11日現在)	当期 (平成26年3月11日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	7,051,374,612	5,521,122,664
未収入金	184,076,920	42,811,026
流動資産合計	7,235,451,532	5,563,933,690
資産合計	7,235,451,532	5,563,933,690
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	46,102,703	36,586,349
未払解約金	44,076,920	42,811,026
未払受託者報酬	256,990	181,896
未払委託者報酬	10,524,346	7,449,102
その他未払費用	122,363	86,608
流動負債合計	101,083,322	87,114,981
負債合計	101,083,322	87,114,981
純資産の部		
元本等		
元本	1 7,683,783,927	1 6,097,724,939
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 549,415,717	2 620,906,230
（分配準備積立金）	1,030,610,117	688,735,481
元本等合計	7,134,368,210	5,476,818,709
純資産合計	7,134,368,210	5,476,818,709
負債純資産合計	7,235,451,532	5,563,933,690

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成25年 3月12日 至 平成25年 9月11日)	当期 (自 平成25年 9月12日 至 平成26年 3月11日)
営業収益		
有価証券売買等損益	478,545,788	125,006,437
営業収益合計	478,545,788	125,006,437
営業費用		
受託者報酬	1,922,679	1,402,494
委託者報酬	1 78,738,202	1 57,435,223
その他費用	915,493	667,792
営業費用合計	81,576,374	59,505,509
営業利益又は営業損失()	560,122,162	65,500,928
経常利益又は経常損失()	560,122,162	65,500,928
当期純利益又は当期純損失()	560,122,162	65,500,928
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	57,624,550	12,011,751
期首剰余金又は期首欠損金()	294,853,091	549,415,717
剰余金増加額又は欠損金減少額	130,988,146	149,726,864
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	90,908,578	149,726,864
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	40,079,568	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	161,532,289	31,829,084
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	142,950,951	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,581,338	31,829,084
分配金	2 311,227,053	2 242,877,470
期末剰余金又は期末欠損金()	549,415,717	620,906,230

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成25年9月11日現在)	当期 (平成26年3月11日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	9,683,714,065円	7,683,783,927円
期中追加設定元本額	1,666,857,433円	523,244,571円
期中一部解約元本額	3,666,787,571円	2,109,303,559円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は549,415,717円 であります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は620,906,230円 であります。
特定期間末日における受益権の総数	7,683,783,927口	6,097,724,939口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.9285円 (9,285円)	0.8982円 (8,982円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 (自 平成25年 3月12日 至 平成25年 9月11日)	当期 (自 平成25年 9月12日 至 平成26年 3月11日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	<p>J P M新興国毎月決算ファンド 純資産総額に年率0.05%を 乗じて得た額</p> <p>J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) 報酬対象期間の毎月末時点におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に年率0.35%を乗じ、当該報酬対象期間の日数に応じて実日数に基づき日割り計算して得た金額</p> <p>J P M・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用) 報酬対象期間の毎月末時点におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に年率0.50%を乗じ、当該報酬対象期間の日数に応じて実日数に基づき日割り計算して得た金額</p> <p>上記それぞれに算出した額の合計額</p>	<p>J P M新興国毎月決算ファンド 同左</p> <p>J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用) 同左</p> <p>J P M・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用) 同左</p> <p>上記それぞれに算出した額の合計額</p>
2 分配金の計算過程	<p>(自 平成25年 3月12日 至 平成25年 4月11日)</p> <p>費用控除後の配当等収益額 35,822,442円</p> <p>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 362,127,116円</p> <p>収益調整金額 871,213,654円</p> <p>分配準備積立金額 847,869,674円</p> <p>当ファンドの分配対象収益額 2,117,032,886円</p> <p>当ファンドの期末残存口数 9,682,309,919口</p> <p>1万口当たり収益分配対象額 2,186.49円</p> <p>1万口当たり分配金額 60.00円</p> <p>収益分配金金額 58,093,859円</p> <p>(自 平成25年 4月12日 至 平成25年 5月13日)</p> <p>費用控除後の配当等収益額 36,696,172円</p> <p>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 298,155,084円</p> <p>収益調整金額 876,094,637円</p> <p>分配準備積立金額 1,086,294,008円</p> <p>当ファンドの分配対象収益額 2,297,239,901円</p>	<p>(自 平成25年 9月12日 至 平成25年10月11日)</p> <p>費用控除後の配当等収益額 23,258,167円</p> <p>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 - 円</p> <p>収益調整金額 798,324,671円</p> <p>分配準備積立金額 985,467,517円</p> <p>当ファンドの分配対象収益額 1,807,050,355円</p> <p>当ファンドの期末残存口数 7,484,154,760口</p> <p>1万口当たり収益分配対象額 2,414.50円</p> <p>1万口当たり分配金額 60.00円</p> <p>収益分配金金額 44,904,928円</p> <p>(自 平成25年10月12日 至 平成25年11月11日)</p> <p>費用控除後の配当等収益額 20,471,282円</p> <p>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 - 円</p> <p>収益調整金額 780,152,275円</p> <p>分配準備積立金額 922,290,422円</p> <p>当ファンドの分配対象収益額 1,722,913,979円</p>

当ファンドの期末残存口数	9,219,724,818口	7,228,561,078口
1万口当たり収益分配対象額	2,491.65円	2,383.48円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	55,318,348円	43,371,366円
	(自 平成25年5月14日 至 平成25年6月11日)	(自 平成25年11月12日 至 平成25年12月11日)
費用控除後の配当等収益額	23,958,226円	24,752,938円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	875,244,717円	758,181,621円
分配準備積立金額	1,258,299,744円	840,190,918円
当ファンドの分配対象収益額	2,157,502,687円	1,623,125,477円
当ファンドの期末残存口数	8,767,327,276口	6,876,403,822口
1万口当たり収益分配対象額	2,460.84円	2,360.42円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	52,603,963円	41,258,422円
	(自 平成25年6月12日 至 平成25年7月11日)	(自 平成25年12月12日 至 平成26年1月14日)
費用控除後の配当等収益額	91,189,853円	63,410,508円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	860,862,092円	725,992,127円
分配準備積立金額	1,177,108,794円	764,860,573円
当ファンドの分配対象収益額	2,129,160,739円	1,554,263,208円
当ファンドの期末残存口数	8,484,648,537口	6,477,783,183口
1万口当たり収益分配対象額	2,509.42円	2,399.37円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	50,907,891円	38,866,699円
	(自 平成25年7月12日 至 平成25年8月12日)	(自 平成26年1月15日 至 平成26年2月12日)
費用控除後の配当等収益額	16,530,903円	14,552,890円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	825,859,865円	712,681,671円
分配準備積立金額	1,142,476,119円	764,902,239円
当ファンドの分配対象収益額	1,984,866,887円	1,492,136,800円
当ファンドの期末残存口数	8,033,381,615口	6,314,951,073口
1万口当たり収益分配対象額	2,470.77円	2,362.86円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	48,200,289円	37,889,706円
	(自 平成25年8月13日 至 平成25年9月11日)	(自 平成26年2月13日 至 平成26年3月11日)
費用控除後の配当等収益額	23,997,245円	13,612,773円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	800,171,291円	692,756,415円
分配準備積立金額	1,052,715,575円	711,709,057円
当ファンドの分配対象収益額	1,876,884,111円	1,418,078,245円

当ファンドの期末残存口数	7,683,783,927口	6,097,724,939口
1万口当たり収益分配対象額	2,442.65円	2,325.58円
1万口当たり分配金額	60.00円	60.00円
収益分配金金額	46,102,703円	36,586,349円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される各親投資信託受益証券であります。 JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用） JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用） 各親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、各親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。各親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各特定期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成25年9月11日現在)	当期 (平成26年3月11日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	200,234,784	114,411,586
合計	200,234,784	114,411,586

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表(平成26年3月11日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)	2,657,578,770	3,772,698,821	
		JPM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)	879,665,850	1,748,423,843	
合計			3,537,244,620	5,521,122,664	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券および「JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成25年9月11日現在)	(平成26年3月11日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		243,174,586	153,130,535
コール・ローン		164,551,387	5,058,296
国債証券		14,781,011,768	13,038,065,858
社債券		1,309,792,998	830,339,818
派生商品評価勘定		15,712,415	6,358,467
未収入金		33,441,591	378,782,920
未収利息		184,009,644	142,601,770
前払費用		62,447,416	41,954,078
差入委託証拠金		30,990,012	52
流動資産合計		16,825,131,817	14,596,291,794
資産合計		16,825,131,817	14,596,291,794
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		18,303,397	8,288,083
未払金		199,469,040	188,611,883
未払解約金		45,363,317	46,101,931
流動負債合計		263,135,754	243,001,897
負債合計		263,135,754	243,001,897
純資産の部			
元本等			
元本	1	12,115,251,254	10,110,701,930
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		4,446,744,809	4,242,587,967
元本等合計		16,561,996,063	14,353,289,897
純資産合計		16,561,996,063	14,353,289,897
負債純資産合計		16,825,131,817	14,596,291,794

（注）「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成25年9月11日および平成26年3月11日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>国債証券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>(1)デリバティブ取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成25年9月11日現在)	(平成26年3月11日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	13,788,449,903円	12,115,251,254円
期中追加設定元本額	2,365,961,360円	1,159,049,276円
期中解約元本額	4,039,160,009円	3,163,598,600円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
JPMグローバル債券3分散ファンド（毎月決算型）	1,395,159,981円	1,266,935,821円
JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）	6,846,034,362円	6,185,264,090円
JPM資産分散ファンド	777,522円	923,249円
JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（非課税口・適格機関投資家専用）	330,968,312円	-円
JPM新興国毎月決算ファンド	3,542,311,077円	2,657,578,770円
合 計	12,115,251,254円	10,110,701,930円
本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	12,115,251,254口	10,110,701,930口
1口当たりの純資産額 （1万口当たりの純資産額）	1.3670円 (13,670円)	1.4196円 (14,196円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、国債証券、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、債券関連では将来の債券の価格変動リスクを回避し、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っております。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては合理的に算定された価額を採用する場合があります。合理的に算定された価額は発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乗せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成25年9月11日現在）	（平成26年3月11日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	1,582,567	24,364,900
社債券	8,409,638	1,131,949
合計	6,827,071	25,496,849

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（債券関連）

区分	種類	（平成25年9月11日現在）				（平成26年3月11日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引	債券先物取引								
	売建	274,897,183	-	271,327,980	3,569,203	-	-	-	-
合計		274,897,183	-	271,327,980	3,569,203	-	-	-	-

（注）1．先物取引の時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2．債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（通貨関連）

区分	種類	（平成25年9月11日現在）				（平成26年3月11日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年 超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年 超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	425,259,724	-	425,234,172	25,552	294,894,382	-	294,753,027	141,355
	トルコ・リラ	177,249,299	-	171,117,578	6,131,721	116,860,558	-	109,337,708	7,522,850
	ポーランドズロ チ	86,924,567	-	89,440,561	2,515,994	-	-	-	-
	ロシアルーブル	3,662,540	-	3,694,712	32,172	-	-	-	-
	ルーマニアレイ	47,739,088	-	48,123,321	384,233	-	-	-	-
	南アフリカラン ド	172,035,358	-	175,326,822	3,291,464	-	-	-	-
	売建								
	アメリカドル	487,610,852	-	496,967,955	9,357,103	203,860,558	-	203,977,094	116,536
	メキシコペソ	-	-	-	-	20,454,759	-	20,454,759	0
	ペルーヌエボソ ル	-	-	-	-	6,894,403	-	6,896,276	1,873
	トルコ・リラ	44,635,365	-	45,911,983	1,276,618	120,373,978	-	118,645,209	1,728,769
	ハンガリーフォ リント	89,290,908	-	89,170,569	120,339	95,006,970	-	91,898,234	3,108,736
	ポーランドズロ チ	89,383,428	-	89,440,561	57,133	-	-	-	-
	ロシアルーブル	6,349,777	-	6,413,064	63,287	-	-	-	-
南アフリカラン ド	195,600,246	-	191,193,219	4,407,027	52,164,272	-	51,148,779	1,015,493	
合計		1,825,741,152	-	1,832,034,517	6,160,185	910,509,880	-	897,111,086	1,929,616

（注）1．為替予約の時価の算定方法

- （1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- （2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 2．換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成26年3月11日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEXICO GOVT 10% DEC24		33,689,500.00	43,378,600.20	
		MEXICO GOVT 10% NOV36		45,256,200.00	58,555,639.49	
		MEXICO GOVT 6.5% JUN21		34,020,000.00	35,251,524.00	
		MEXICO GOVT 6.5% JUN22		36,680,000.00	37,608,004.00	
		MEXICO GOVT 7.75% DEC17		89,941,100.00	99,105,198.67	
		MEXICO GOVT 7.75% NOV42		9,200,000.00	9,579,960.00	
		MEXICO GOVT 9.5% DEC14		33,930,400.00	35,470,161.55	
		MEXICO I/L 4% NOV40		530,000.00	2,836,883.77	
	計	銘柄数：	8	283,247,200.00	321,785,971.68	
					(2,516,366,298)	
		組入時価比率：	17.5%		18.1%	
	ブラジルリアル	BRAZIL 10% JAN17 NTFN		53,110,000.00	51,089,376.94	
		BRAZIL 10% JAN21 NTFN		22,770,000.00	20,424,234.60	
		BRAZIL 10% JAN23 NTFN		6,258,000.00	5,473,897.63	
		計	銘柄数：	3	82,138,000.00	76,987,509.17
					(3,382,831,152)	
		組入時価比率：	23.6%		24.5%	
	コロンビアペソ	COLOMBIA GOVT 9.85%JUN27		1,953,000,000.00	2,378,636,820.00	
	計	銘柄数：	1	1,953,000,000.00	2,378,636,820.00	
					(120,359,023)	
		組入時価比率：	0.8%		0.9%	
	ペルーヌエボソル	PERU GOVT6.9% AUG37 REGS		400,000.00	384,416.00	
		PERU GOVT6.95%AUG31 REGS		2,627,000.00	2,580,265.67	
		PERU GOVT7.84%AUG20 REGS		700,000.00	769,762.00	
		計	銘柄数：	3	3,727,000.00	3,734,443.67
					(137,502,215)	
		組入時価比率：	1.0%		1.0%	
	トルコ・リラ	TURKEY GOVT 10.5% JAN20		1,300,000.00	1,290,419.00	
		TURKEY GOVT 11% AUG14		1,950,000.00	1,952,925.00	
		TURKEY GOVT 7.1% MAR23		7,000,000.00	5,676,999.99	
		TURKEY GOVT 8.5% SEP22		2,771,507.00	2,505,165.17	
		TURKEY GOVT 9% MAR17		4,450,000.00	4,246,189.98	
		TURKEY GOVT 9.5% JAN22		1,700,000.00	1,634,040.00	
		TURKEY I/L 3% FEB22		940,200.00	1,037,267.65	
		TURKEY I/L 4.5% FEB15		1.00	1.37	
	計	銘柄数：	8	20,111,708.00	18,343,008.16	
					(854,600,750)	
		組入時価比率：	6.0%		6.2%	
	ハンガリーフォリント	HUNGARY 5.5% DEC16 16/D		123,400,000.00	127,410,500.00	
		HUNGARY 5.5% DEC18 18/A		191,930,000.00	196,555,513.00	
		HUNGARY 6% NOV23 23/A		222,590,000.00	225,194,303.00	

		HUNGARY 6.75% NOV17 17/A		108,850,000.00	116,394,393.50
		HUNGARY 7.5% NOV20 20/A		110,230,000.00	122,821,572.90
		HUNGARY 8% FEB15 15/A		311,100,000.00	324,141,312.00
	計	銘柄数 :	6	1,068,100,000.00	1,112,517,594.40
					(510,089,317)
		組入時価比率 :	3.6%		3.7%
	ポーランドズロチ	POLAND GOVT 4% OCT23		2,800,000.00	2,730,000.00
		POLAND GOVT 5% APR16		4,000,000.00	4,148,000.00
		POLAND GOVT 5.5% OCT19		1,600,000.00	1,723,200.00
		POLAND GOVT 5.75% APR14		2,060,000.00	2,065,150.00
		POLAND GOVT 5.75% SEP22		7,004,000.00	7,830,472.00
		POLAND GOVT 6.25% OCT15		27,855,000.00	28,969,200.00
	計	銘柄数 :	6	45,319,000.00	47,466,022.00
					(1,612,895,427)
		組入時価比率 :	11.2%		11.6%
	ロシアルーブル	RUSSIA 7.05% JAN28 6212		14,400,000.00	12,427,200.00
		RUSSIA 7.5% FEB19 6208		42,500,000.00	40,944,500.00
		RUSSIA 7.6% JUL22 6209		68,200,000.00	64,244,400.00
	計	銘柄数 :	3	125,100,000.00	117,616,100.00
					(334,029,724)
		組入時価比率 :	2.3%		2.4%
	ルーマニアレイ	ROMANIA GOVT 5.75% APR20		1,000,000.00	1,041,660.00
		ROMANIA GOVT 5.8% OCT15		2,350,000.00	2,433,378.00
		ROMANIA GOVT 5.85% APR23		1,080,000.00	1,121,904.00
	計	銘柄数 :	3	4,430,000.00	4,596,942.00
					(146,504,541)
		組入時価比率 :	1.0%		1.1%
	マレーシアリングgit	MALAYSIA 3.48% MAR23		3,400,000.00	3,222,180.00
		MALAYSIA 4.262% SEP16		1,440,000.00	1,472,356.80
		MALAYSIA 4.378% NOV19		16,600,000.00	17,045,378.00
	計	銘柄数 :	3	21,440,000.00	21,739,914.80
					(684,372,517)
		組入時価比率 :	4.8%		4.9%
	タイバーツ	THAI GOVT 3.25% JUN17		59,000,000.00	60,038,400.00
		THAI GOVT 3.58% DEC27		85,750,000.00	81,859,522.50
		THAI GOVT 3.625% MAY15		79,400,000.00	80,710,894.00
		THAI GOVT 4.75% DEC24		6,850,000.00	7,271,480.50
	計	銘柄数 :	4	231,000,000.00	229,880,297.00
					(735,616,950)
		組入時価比率 :	5.1%		5.3%
	インドネシアルピア	INDON 8.25% JUL21 FR53		4,882,000,000.00	4,921,641,840.00
		INDON 8.375% MAR24 FR70		11,400,000,000.00	11,666,760,000.00
		INDON 8.375% MAR34 FR68		13,700,000,000.00	13,394,764,000.00
		INDON 9% MAR29 FR71		20,200,000,000.00	21,043,350,000.00
		INDON 9.5% JUL31 FR54		15,600,000,000.00	16,775,460,000.00
	計	銘柄数 :	5	65,782,000,000.00	67,801,975,840.00
					(616,997,980)
		組入時価比率 :	4.3%		4.4%
	南アフリカランド	S.AFRICA 7% FEB31 R213		39,193,861.00	32,645,350.70

		S.AFRICA10.5% DEC26 R186		13,016,667.00	14,969,557.55
		S.AFRICA6.25% MAR36 R209		17,357,809.00	12,731,952.90
		S.AFRICA6.75% MAR21 R208		11,700,000.00	10,783,889.97
		S.AFRICA7.25% JAN20 R207		19,000,000.00	18,178,250.00
		S.AFRICA7.75% FEB23 2023		15,200,000.00	14,598,080.00
		S.AFRICA8.75% FEB48 2048		12,935,691.00	12,259,154.35
	計	銘柄数:	7	128,404,028.00	116,166,235.47
					(1,114,034,198)
		組入時価比率:	7.8%		8.0%
	ナイジェリアナイラ	NIGERIA GOVT 10% JUL30		237,000,000.00	180,361,740.00
		NIGERIA T-BILL 0% MAY14		65,000,000.00	63,862,390.45
		NIGERIA T-BILL0% 10APR14		190,000,000.00	188,338,743.90
	計	銘柄数:	3	492,000,000.00	432,562,874.35
					(271,865,766)
		組入時価比率:	1.9%		2.0%
	小計				13,038,065,858
					(13,038,065,858)
社債券	アメリカドル	CITI VAR IDR NOV20 CLN		3,466,870.00	3,017,459.64
		CITI VAR NGN JAN22 CLN		500,000.00	454,570.00
		CITI VAR RUB APR21 CLN A		3,100,000.00	2,429,160.00
		CITI VAR RUB APR21 CLN B		1,150,000.00	1,027,410.00
		STD VAR GHS JUN17 CLN A		150,000.00	88,290.00
		STD VAR GHS JUN17 CLN B		500,000.00	274,550.00
		STD VAR GHS OCT15 CLN		800,000.00	562,240.00
	計	銘柄数:	7	9,666,870.00	7,853,679.64
					(811,128,033)
		組入時価比率:	5.7%		5.8%
	メキシコペソ	TELEVISA 7.25%		3,100,000.00	2,456,750.00
	計	銘柄数:	1	3,100,000.00	2,456,750.00
					(19,211,785)
		組入時価比率:	0.1%		0.1%
	小計				830,339,818
					(830,339,818)
	合計				13,868,405,676
					(13,868,405,676)

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成25年9月11日現在)	(平成26年3月11日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		370,063,875	440,032,297
コール・ローン		94,129,952	907,536
株式		64,856,653,732	49,853,164,154
未収配当金		224,058,426	14,653,989
未収利息		77	-
流動資産合計		65,544,906,062	50,308,757,976
資産合計		65,544,906,062	50,308,757,976
負債の部			
流動負債			
未払解約金		292,887,046	170,959,384
流動負債合計		292,887,046	170,959,384
負債合計		292,887,046	170,959,384
純資産の部			
元本等			
元本	1	31,619,001,509	25,224,801,519
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		33,633,017,507	24,912,997,073
元本等合計		65,252,019,016	50,137,798,592
純資産合計		65,252,019,016	50,137,798,592
負債純資産合計		65,544,906,062	50,308,757,976

（注）「JPM・BRICS5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年1月21日から翌年1月20日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成25年9月11日および平成26年3月11日における同親投資信託の状況であります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成25年9月11日現在)	(平成26年3月11日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	39,513,072,741円	31,619,001,509円
期中追加設定元本額	895,308,528円	628,396,081円
期中解約元本額	8,789,379,760円	7,022,596,071円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド	26,177,050,223円	20,799,543,789円
J P M ブリックス F I V E ポートフォリオ（みずほ S M A 専用）	52,160,932円	40,432,353円
J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド（適格機関投資家転売制限付）	854,438,456円	501,209,226円
J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド V A（適格機関投資家専用）	2,877,984,411円	2,522,708,893円
J P M ・ B R I C S 5 ・ ファンド（3ヶ月決算型）	586,942,827円	481,241,408円
J P M 新興国毎月決算ファンド	1,070,424,660円	879,665,850円
合計	31,619,001,509円	25,224,801,519円
本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	31,619,001,509口	25,224,801,519口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	2.0637円 (20,637円)	1.9876円 (19,876円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っております。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成25年9月11日現在）	（平成26年3月11日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	1,524,213,326	2,710,081,129
合計	1,524,213,326	2,710,081,129

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表（平成26年3月11日現在）

（イ）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	LUKOIL-SPON ADR	465,690	53.78	25,044,808.20	
	TATNEFT-SPONSORED REGS GDR	113,683	34.27	3,895,916.41	
	PHOSAGRO OAO-GDR REG S	848,520	11.22	9,520,394.40	
	VALE SA-SP PRF A ADR	1,449,264	11.19	16,217,264.16	
	EMBRAER SA-ADR	185,000	34.36	6,356,600.00	
	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS/WI	276,607	48.97	13,545,444.79	
	AMBEV SA-ADR	1,636,160	7.05	11,534,928.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF ADR	819,654	12.94	10,606,322.76	
	SBERBANK OF THE RUSSIA-CLS	6,943,099	2.19	15,205,386.81	
	SBERBANK OF THE RUSSIA-SPONSORED ADR LI	204,398	9.00	1,839,582.00	
	TCS GROUP HOLDING PLC-REG S GDR	732,861	7.77	5,694,329.97	
	INFOSYS LTD-SP ADR	54,760	59.65	3,266,434.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	868,460	15.93	13,834,567.80	
	小計	銘柄数：	13		136,561,979.30
				(14,104,121,222)	
	組入時価比率：	28.1%		28.3%	
ブラジルリアル	WEG SA	478,520	29.88	14,298,177.60	
	LOJAS RENNER S.A.	253,310	57.30	14,514,663.00	
	BRF SA	275,880	43.88	12,105,614.40	
	BANCO DO BRASIL SA	555,300	19.70	10,939,410.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	640,672	30.55	19,572,529.60	
	CIELO SA	304,268	66.95	20,370,742.60	
	COMPANHIA ENERGETICA DE MINAS GERAIS-PRF	1,074,463	12.78	13,731,637.14	
小計	銘柄数：	7		105,532,774.34	
				(4,637,110,104)	
	組入時価比率：	9.2%		9.3%	
香港ドル	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	4,990,000	19.86	99,101,400.00	

	CNOOC LTD	8,091,000	12.08	97,739,280.00	
	ANHUI CONCH CEMENT COMPANY LIMITED-H	3,529,500	27.75	97,943,625.00	
	GREAT WALL MOTOR COMPANY LIMITED-H	1,026,000	32.90	33,755,400.00	
	SJM HOLDINGS LIMITED	2,534,000	24.45	61,956,300.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	24,331,840	5.13	124,822,339.20	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	3,639,172	12.88	46,872,535.36	
	AIA GROUP LTD	1,701,000	37.00	62,937,000.00	
	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	3,888,000	20.05	77,954,400.00	
	CHINA MOBILE LTD	1,001,000	71.05	71,121,050.00	
小計	銘柄数 :	10		774,203,329.56	
				(10,304,646,316)	
	組入時価比率 :	20.6%		20.7%	
インドルピー	COAL INDIA LIMITED	2,868,300	258.80	742,316,040.00	
	LARSEN & TOUBRO LIMITED	674,692	1,236.90	834,526,534.80	
	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	832,850	1,015.85	846,050,672.50	
	ITC LIMITED	1,361,619	335.60	456,959,336.40	
	HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	458,520	557.20	255,487,344.00	
	HDFC BANK LTD	350,200	734.45	257,204,390.00	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	894,617	850.20	760,603,373.40	
	KOTAK MAHINDRA BANK LIMITED	1,142,820	752.40	859,857,768.00	
	INFOSYS LTD	334,440	3,672.75	1,228,314,510.00	
小計	銘柄数 :	9		6,241,319,969.10	
				(10,672,657,147)	
	組入時価比率 :	21.3%		21.4%	
南アフリカランド	SASOL LIMITED	177,690	579.76	103,017,554.40	
	BIDVEST GROUP LIMITED	545,600	264.00	144,038,400.00	
	MR PRICE GROUP LIMITED	740,490	151.60	112,258,284.00	
	THE FOSCHINI GROUP LTD	645,897	92.21	59,558,162.37	
	CLICKS GROUP LTD	1,384,700	57.85	80,104,895.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	870,875	145.15	126,407,506.25	
	AVI LTD	849,600	51.80	44,009,280.00	
	TIGER BRANDS LTD	242,483	256.80	62,269,634.40	
	BARCLAYS AFRICA GROUP LIMITED	266,920	136.50	36,434,580.00	
	FIRSTRAND LTD	2,963,119	35.00	103,709,165.00	
	REMGRO LTD	363,920	188.00	68,416,960.00	
	MTN GROUP LTD	570,428	204.35	116,566,961.80	
小計	銘柄数 :	12		1,056,791,383.22	
				(10,134,629,365)	
	組入時価比率 :	20.2%		20.3%	
合計				49,853,164,154	
				(49,853,164,154)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(口) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成26年4月18日現在)

種類	金額	単位
資産総額	5,433,126,167	円
負債総額	29,634,923	円
純資産総額(-)	5,403,491,244	円
発行済口数	5,822,435,065	口
1口当たり純資産額(/)	0.9280	円

(参考) J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成26年4月18日現在)

種類	金額	単位
資産総額	14,488,295,599	円
負債総額	38,413,639	円
純資産総額(-)	14,449,881,960	円
発行済口数	9,859,454,481	口
1口当たり純資産額(/)	1.4656	円

(参考) J P M・B R I C S 5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成26年4月18日現在)

種類	金額	単位
資産総額	52,379,314,531	円
負債総額	327,511,552	円
純資産総額(-)	52,051,802,979	円
発行済口数	24,575,193,095	口
1口当たり純資産額(/)	2.1181	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額（平成25年10月末現在）

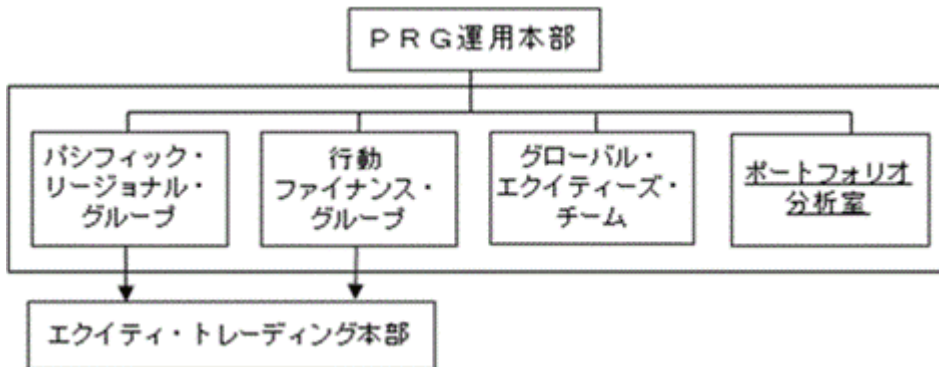
（略）

会社の意思決定機構

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）PRG運用本部



（a）～（f）（略）

（g）ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、前記（c）・（d）のグループにその結果を提供します。

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成25年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額（平成26年4月末現在）

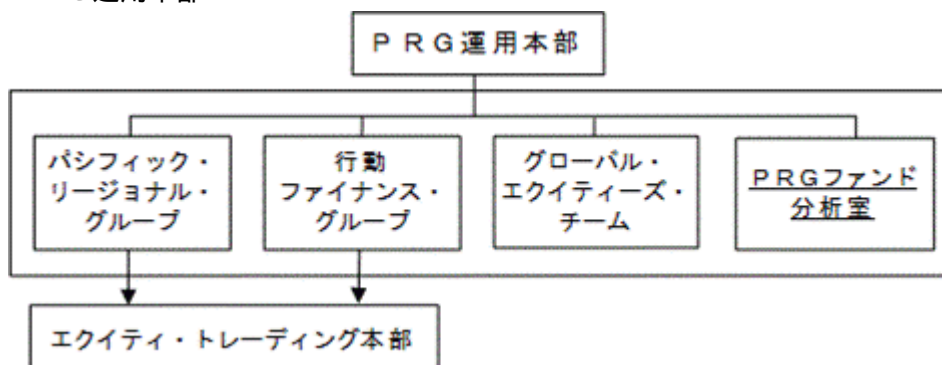
（略）

会社の意思決定機構

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）PRG運用本部



(a) ~ (f) (略)

(g) P R G ファンド分析室は、運用実績の分析を行い、前記 (c) ・ (d) のグループにその結果を提供します。

(略)

(注) 前記 (イ) 、 (ロ) および (ハ) の意思決定機構、組織名称等は、平成26年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成25年10月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)。

	本数	純資産額 (百万円)
公募追加型株式投資信託	74	948,153
公募単位型株式投資信託	4	29,178
公募追加型債券投資信託	2	474,228
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	62	658,560
総合計	142	2,110,119
親投資信託	64	-

(注) 百万円未満は四捨五入

< 訂正後 >

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成26年4月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)。

	本数	純資産額 (百万円)
公募追加型株式投資信託	72	937,904
公募単位型株式投資信託	4	18,017
公募追加型債券投資信託	2	430,765
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	62	878,459
総合計	140	2,265,145
親投資信託	64	-

(注) 百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1. 委託会社である J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社である J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第24期中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			3,164,400	
有価証券			6,111,656	
前払費用			51,655	
未収入金			94,274	
未収委託者報酬			3,955,580	
未収収益			2,976,612	
関係会社短期貸付金			1,045,000	
繰延税金資産			512,087	
その他			6,968	
流動資産計			17,918,235	93.6
固定資産				
投資その他の資産			1,232,631	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		818,880		
長期預け金		189,700		
敷金保証金		41,117		
繰延税金資産		90,113		
その他		32,819		
固定資産計			1,232,631	6.4
資産合計			19,150,866	100.0

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			90,916	
未払金			2,932,829	
未払手数料		1,955,744		
その他未払金	1	977,084		
未払費用			967,798	
未払法人税等			992,730	
賞与引当金			781,817	
流動負債計			5,766,092	30.1
固定負債				
長期未払金			180,667	
賞与引当金			443,661	
役員賞与引当金			133,047	
退職給付引当金			3,907	
固定負債計			761,284	4.0
負債合計			6,527,377	34.1

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			9,393,785	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		9,360,109		
株主資本計			12,611,785	65.8
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			11,703	
評価・換算差額等計			11,703	0.1
純資産合計			12,623,489	65.9
負債・純資産合計			19,150,866	100.0

(2) 中間損益計算書

		第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			8,122,260	
運用受託報酬			3,667,881	
業務受託報酬			1,085,851	
その他			88,202	
営業収益計			12,964,196	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,861,719	
支払手数料		3,737,334		
調査費		1,613,857		
その他営業費用		510,528		
一般管理費			4,863,141	
営業費用・一般管理費計			10,724,861	82.7
営業利益			2,239,334	17.3
営業外収益	1	12,244		
営業外収益計			12,244	0.1
営業外費用	2	166,350		
営業外費用計			166,350	1.3
経常利益			2,085,229	16.1
税引前中間純利益			2,085,229	16.1
法人税、住民税及び事業税			973,592	7.5
法人税等調整額			260,821	2.0
中間純利益			1,372,457	10.6

重要な会計方針

項目	第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

項目	第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっておりま す。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の うえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債 の「その他未払金」に含めて表示しておりま す。	

(中間損益計算書関係)

第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
1 営業外収益のうち主要なもの (千円) 受取利息 3,187 受取配当金 1,407	
2 営業外費用のうち主要なもの (千円) 事務処理損失 153,469	

（リース取引関係）

第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		
1年以内	545,335	千円
1年超	857,548	千円
合計	1,402,883	千円

（金融商品関係）

第24期中間会計期間末（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,164,400	3,164,400	-
(2) 有価証券	6,111,656	6,111,656	-
(3) 未収委託者報酬	3,955,580	3,955,580	-
(4) 未収収益	2,976,612	2,976,612	-
(5) 関係会社短期貸付金	1,045,000	1,045,000	-
(6) 投資有価証券	818,880	818,880	-
(7) 長期預け金	189,700	189,168	532
資産計	18,261,830	18,261,298	532
(1) 未払手数料	1,955,744	1,955,744	-
(2) その他未払金	977,084	977,084	-
(3) 未払費用	967,798	967,798	-
(4) 長期未払金	180,667	180,160	506
負債計	4,081,295	4,080,788	506

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によりしております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第24期中間会計期間末(平成25年9月30日)

1. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額 60,000千円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	818,880	800,000	18,880

(注) 有価証券(中間貸借対照表計上額 6,111,656千円)については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第24期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,122,260	3,667,881	1,085,851	88,202	12,964,196

2. 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
10,714,778	2,249,418	12,964,196

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（1株当たり情報）

第24期中間会計期間 （自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）	
1株当たり純資産額	224,357円75銭
1株当たり中間純利益金額	24,392円74銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,372,457千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,372,457千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の第三部委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 324,279百万円（平成25年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的: 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
1	株式会社伊予銀行	20,948百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
2	株式会社鹿児島銀行	18,130百万円	同 上
3	株式会社香川銀行*	12,014百万円	同 上
4	株式会社京都銀行	42,103百万円	同 上
5	株式会社群馬銀行	48,652百万円	同 上
6	株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	同 上
7	株式会社千葉銀行	145,069百万円	同 上
8	株式会社長崎銀行	4,121百万円	同 上
9	株式会社南都銀行	29,249百万円	同 上
10	株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	同 上
11	株式会社横浜銀行	215,628百万円	同 上
12	株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	同 上
13	いよぎん証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品業を営んでいます。
14	西日本シティTT証券株式会社	1,575百万円	同 上
15	S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	同 上
16	浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	同 上

17	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
----	---------------	------------	---

* 募集の取扱い以外の業務を行います。

(3) 当ファンドの運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
1	J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	24百万ポンド	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。

(4) マザーファンドの運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
1	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	450万米ドル	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。
2	J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	24百万ポンド	同 上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM新興国毎月決算ファンドの平成25年9月12日から平成26年3月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPM新興国毎月決算ファンドの平成26年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

JPMorgan Asset Management株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月12日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。